

特集「人権のひろば」

豊能町人権まちづくり協会

設立の目的 憲法に保障されている基本的人権を擁護し、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与すること

構成団体 各自治会、学校・幼稚園・保育所、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、商工会、人権擁護委員会など

活動内容 人権に関する標語等の募集・研修会・人権を考える集い・施設見学会など

昨年度の活動を紹介します。

○人権に関する標語等募集事業

小中学生の部（作文、絵画）、一般の部（標語）を募集し、入選作品を決定しました。令和7年12月6日「人権を考える集い」において、入選された皆さまの表彰式を開催しました。

入選作品については啓発カレンダー、広報等に掲載し、人権啓発活動として実施しました（町教育委員会との共催）。



○人権を考える集い 講演会

「あきらめない心」

世界最高峰の神技的パフォーマンス者 ちゃんへん、さんの講演会を開催しました。

令和7年12月6日、ユーベルホールに、京都府宇治市に所在を置くウトロ地区で生まれ育つちゃんへん、さんをお迎えし、「あきらめない心」と題しまして、ウトロ地区での壮絶な生い立ちの話をしていただきました。その後、世界最高峰のパフォーマンスを披露してくださり、大盛況のうちに幕を閉じました。

参加された方々からは大変ご好評をいただき、人権について改めて考える貴重な機会となりました。

○研修会

2月3日に、ウトロ平和祈念館を訪れました。この地区は昭和15年から日本政府が推進した「京都飛行場建設」に集められた在日朝鮮人労働者たちの飯場跡に形成された集落です。ウトロ地区は、その歴史のなかで、数々の困難を乗り越えてきました。フィールドワークを実施し、戦後の歴史と人権問題について考えていただく場を設けさせていただきました。

○人権週間のぼりの設置

令和7年12月4日～10日の人権週間中に、豊能町役場、吉川支所や小中学校、保育所、幼稚園等にのぼりを設置していただきました。

今年度も、講演会等さまざまな機会を設け、啓発活動に取り組む予定です。

人権擁護委員をご存知ですか

皆さんは「人権擁護委員」をご存じですか。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を

持つてもらえるような啓発活動を、日々、地域の中で行っています。

豊能町では、現在6名の人権擁護委員が活動しています。

○「人権の花運動」「人権教室」

人権擁護委員の主な活動では、「人権の花運動」「人権教室」があります。昨年は、光風台小学校（当時1、2年生を対象に実施しました。

「人権の花運動」は、花の苗、球根などを、子どもたちが協力し育てることによって「命を大切にする心」の大切さを学び、その中で「みんなで協力する」ことの喜びを感じてもらうことを目的としたものです。春に咲く姿を見るために、子どもたちが植えた花や球根は、プランターごと、とよの西学園へ移動させていただきました。

「人権教室」は、絵本「せかいでさいしよにズボンをはいた女の子」を教材に、まわりの当たり前前に流さず、自分が自分らしくいるために、信念を持って行動することの大切さを学びました。



全国一斉「子どもの人権
相談」強化週間

こどもをめぐる人権問題の解決を
図るための相談活動を強化します。

相談は無料で、秘密は厳守します。

電話番号「子どもの人権110番」

0120・007・110

(ゼロゼロなのひゃくとおばん)

電話相談以外にも、通年、イン

ターネットやLINEでパソコンや

携帯電話からも相談を受け付けてい

ます。

(こ)どもの人権SOS・eメール



eメールはこちらから

(LINE公式アカウント)

@linejinkensoudan

実施期間 8月28日(金)～9月3

日(木)

受付時間 午前8時30分～午後7時

※ただし、8月29日(土)・30日

(日)は午前10時～午後5時

相談内容 いじめ、不登校、体罰、

児童虐待などこどもの人権問題

担当者 人権擁護委員、法務局職員

問 大阪法務局人権擁護部

06・6942・9492

人権に関する標語等の募集

～～ みんなで人権の大切さを考えてみませんか。 ～～

幅広く人権に関する標語等を募集します。テーマは特に設けませんので、日常生活の中で人権について感じ
ておられることなどについてご応募ください。

※詳細については、同配のチラシをご参照ください。

内・対＝・作文の部、絵画の部（とよの東・西学園、または町内に在住で町外小中学校に在学の方）
・標語の部（上記の方、または町内に在住・在勤の方）

テーマ＝特に設けません。家族のこと、地域のこと、普段感じておられることなど、どんなことでも結構です。

応募方法＝・とよの東・西学園に在学の方は各学校へご応募ください。

・町外の小中学校に在学の方、標語の部は下記によりご応募ください。

住所、氏名、電話番号、応募対象（※作文の部、絵画の部は必ず学年も記入してください。）を明
記し、ハガキ、封書、FAX、Eメール、または下記問い合わせ先までご持参にてご応募ください。

・応募は、作文・絵画はおひとり1作品、標語は3作品までとします。

・入選はおひとり1作品とします。

注意＝・応募作品は未発表のものに限ります。類似または二重応募と認めた場合は入選を取り消すことがあります。

・応募作品は原則として返却しません（絵画はお返しします）。

締＝絵画の部、標語の部 9月11日(金)まで

作文の部 10月13日(火)まで

あて先＝〒563-0292（住所記載不要）豊能町住民人権課内 豊能町人権まちづくり協会事務局 宛

発表＝入選した方に個別でお知らせします。

表彰＝入選した方は、12月5日(土)にユーベルホールで開催予定の「人権を考える集い」において表彰し、
賞状と記念品を進呈します。（※予定が変更になる場合があります。）

作品の取扱い＝審査会で作文、絵画の部、標語の部ごとに選考を行います。結果は入選者のみに通知し、入選
作品は、啓発物品などに掲載する予定です。その際、一般の部は住所（地区名のみ）と氏名、
作文、絵画の部は、学校名と学年、氏名を掲載します。なお、作品の著作権・著作権は主催者側
に帰属します。

問＝豊能町人権まちづくり協会事務局 ☎739-3402（直通） ☎739-1980 ✉jinken@town.toyono.osaka.jp

主催＝豊能町人権まちづくり協会 **共催**＝豊能町教育委員会